

平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第24条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、
当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間
数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- （2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た

時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第26条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「同条例」を「給与条例」に改め、同条第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第26条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

旭地区第2次住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(平塚市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第1条 平塚市放課後児童クラブ条例(平成17年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「平塚市河内359番地の6」を「平塚市河内一丁目3番15号」に、「平塚市纏226番地」を「平塚市纏三丁目21番1号」に改める。

(平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例の一部改正)

第2条 平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例(昭和49年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第5期事業の項中「徳延」を「徳延一丁目、徳延二丁目、徳延三丁目」に、「及び日向岡二丁目」を「、日向岡二丁目、纏一丁目、纏三丁目及び河内一丁目」に、「纏」を「纏二丁目、纏四丁目」に、「河内」を「河内二丁目」に改め、同表第6期事業の項中「纏、河内」を「纏四丁目、河内二丁目」に改める。

(平塚市立の学校の設置に関する条例の一部改正)

第3条 平塚市立の学校の設置に関する条例(昭和39年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「平塚市河内307番地」を「平塚市河内一丁目4番1号」に、「平塚市纏226番地」を「平塚市纏三丁目21番1号」に改める。

(平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第4条 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和41年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「平塚市河内440番地」を「平塚市河内一丁目32番14号」に改める。

(平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第5条 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例(昭和40年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「平塚市河内307番地」を「平塚市河内一丁目4番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月14日から施行する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「一部（2時間）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

工事請負契約の締結について

（仮称）土沢認定こども園新築工事（建築）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契 約 金 額 | 597,300,000 円 |
| 2 | 契約の相手方 | 成瀬産業株式会社
平塚市宮松町13番1号
代表取締役 成瀬 正憲 |

工事請負変更契約の締結について

なぎさふれあいセンター改修工事（建築）につき、次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合 克宏

- | | | |
|----------|-------------|--------------|
| 1 契約金額 | 変更前 | 330,407,000円 |
| | 変更後 | 332,167,000円 |
| 2 契約の相手方 | 成瀬産業株式会社 | |
| | 平塚市宮松町13番1号 | |
| | 代表取締役 成瀬 正憲 | |

工事請負変更契約の締結について

なぎさふれあいセンター改修工事（電気）につき、次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合 克宏

- | | | |
|----------|----------------|--------------|
| 1 契約金額 | 変更前 | 350,900,000円 |
| | 変更後 | 354,000,000円 |
| 2 契約の相手方 | 株式会社弘立 | |
| | 平塚市大神二丁目17番32号 | |
| | 代表取締役 又城 達起 | |

工事請負変更契約の締結について

なぎさふれあいセンター改修工事（機械）につき、次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合 克宏

- | | | |
|----------|----------------|--------------|
| 1 契約金額 | 変更前 | 368,500,000円 |
| | 変更後 | 370,100,000円 |
| 2 契約の相手方 | 株式会社下田商会 | |
| | 平塚市四之宮二丁目3番72号 | |
| | 代表取締役 | 下山田 勇樹 |

議案第61号

工事請負変更契約の締結について

平塚市保健センターGHP空調機修繕につき、次のとおり工事請負変更契約を締結するものとする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合 克 宏

- | | | |
|-----------|---------------|--------------|
| 1 契 約 金 額 | 変更前 | 195,800,000円 |
| | 変更後 | 197,930,000円 |
| 2 契約の相手方 | 株式会社三興 | |
| | 平塚市平塚二丁目1番11号 | |
| | 代表取締役 吉川 裕之 | |

物品購入契約の締結について

避難所用ポータブル蓄電池及びソーラーパネルの購入につき、次のとおり物品購入契約を締結するものとする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合 克宏

- | | | | |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 品名及び数量 | ポータブル蓄電池 | 76台 |
| | | ポータブル蓄電池拡張バッテリー | 76台 |
| | | 220W両面ソーラーパネル | 76台 |
| 2 | 契約金額 | 38,414,200円 | |
| 3 | 契約の相手方 | 株式会社ヒラボウ
平塚市東中原一丁目7番1号
代表取締役 志村 一浩 | |

特定公園施設等譲渡変更契約の締結について

湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業につき、次のとおり特定公園施設等譲渡変更契約を締結する。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- | | | |
|-----------|-----|----------------|
| 1 契 約 金 額 | 変更前 | 1,577,173,400円 |
| | 変更後 | 1,623,964,870円 |
-
- | | |
|----------|---------------------|
| 2 契約の相手方 | 積水ハウス株式会社 |
| | 大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号 |
| | 代表取締役 仲井 嘉浩 |
| |
株式会社石勝エクステリア |
| | 東京都世田谷区玉川二丁目2番1号 |
| | 代表取締役社長 大柴 信吾 |
| |
株式会社木村植物園 |
| | 平塚市土屋241番地 |
| | 代表取締役 木村 義広 |

株式会社鴻池組

大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目 6 番 1 号

代表取締役社長 渡津 弘己

株式会社中澤組

平塚市千石河岸 2 5 番 5 号

代表取締役 中澤 雄二

株式会社パスコ

東京都目黒区下目黒一丁目 7 番 1 号

代表取締役 高橋 識光

積水ハウス不動産株式会社

大阪府大阪市北区大淀中一丁目 1 番 3 0 号

代表取締役 大高 一朗

施設整備変更契約の締結について

市営中原上宿住宅建替整備事業につき、次のとおり施設整備変更契約を締結するものとする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- | | | |
|-----------|------------------------------|--------------|
| 1 契 約 金 額 | 変更前 | 759,000,000円 |
| | 変更後 | 777,590,000円 |
| 2 契約の相手方 | 市営中原上宿住宅建替整備事業エス・ケイ・ディ応募グループ | |
| | 代表者 株式会社エス・ケイ・ディ | |
| | 平塚市四之宮一丁目8番56号 | |
| | 代表取締役 長谷川 辰巳 | |

議案第65号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定するものとする。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合克宏

1 一般市道

路線名	起点・終点	備考
黒部丘36号線	黒部丘306番5地先	
	黒部丘306番10地先	
撫子原20号線	撫子原135番5地先	
	撫子原144番8地先	
桜ヶ丘26号線	桜ヶ丘229番地先	
	桜ヶ丘233番6地先	
東真土64号線	東真土四丁目721番7地先	
	東真土四丁目721番12地先	
南原66号線	南原三丁目31番18地先	
	南原三丁目31番14地先	
豊田136号線	豊田宮下字杉ヶ坪60番1地先	
	豊田宮下字杉ヶ坪58番7地先	
入野71号線	入野字前田160番3地先	
	入野字前田153番7地先	
岡崎163号線	岡崎字上ノ入3335番33地先	
	岡崎字上ノ入3335番23地先	
山下96号線	山下一丁目601番7地先	
	山下一丁目601番11地先	
山下97号線	山下三丁目389番14地先	
	山下三丁目389番12地先	
河内65号線	河内字仲ノ町85番16地先	
	河内字仲ノ町85番13地先	
南金目86号線	南金目字若宮1699番3地先	
	南金目字若宮1700番6地先	
真田112号線	真田四丁目257番8地先	
	真田四丁目257番7地先	

議案第66号

利益の処分について

令和6年度平塚市下水道事業決算に係る利益を別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月26日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

令和 6 年度平塚市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	28,846,069,894	3,948,700,860	627,093,143
議会の議決による処分額	388,492,412	0	△ 627,093,143
減債積立金の積立	0	0	△ 138,600,731
建設改良積立金の積立	0	0	△ 100,000,000
資本金への組入	388,492,412	0	△ 388,492,412
処分後残高	29,234,562,306	3,948,700,860	(繰越利益剰余金) 0

(注) △の表示は、減少を示す。

